

## 「瀬戸内クルーズ PR 動画制作業務」委託仕様書

### 1. 件名

瀬戸内クルーズ PR 動画制作業務

### 2. 事業の概要

#### (1) 趣旨

神戸港は日本を代表するクルーズポートであるとともに、海や山から見た美しい景色や景観のほか匠の技による酒づくりなどの伝統文化、「神戸ビーフ」に代表される食など、体験いただける魅力ある観光素材を豊富に有している。そして、美しい島々の風景や穏やかなクルージングが楽しめる「瀬戸内クルーズ」のゲートウェイでもある。

こうした、神戸港から乗船する瀬戸内クルーズの魅力を発信するために、「神戸港からの瀬戸内クルーズ」のPR動画を制作し、欧米のラグジュアリー、プレミアムクラスをターゲットとした客船誘致の資料とすることを目的とする。

#### (2) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### (3) 業務内容（映像の撮影・編集等）

- ①画角は16：9、4K以上での撮影、納品はハイビジョン以上とする。
- ②欧米のラグジュアリー、プレミアムクラスの船社キーパーソンを打つように、ターゲットとなる外国人の感覚の分かる方が撮影、編集の監修を行うこと。
- ③撮影は、次のクルーズに乗船して行うほか、神戸市内の観光地等において行うものとする。なお、受託者が独自に追加撮影することを妨げない。

[クルーズ①] 美食の船につぼん丸で航く 新緑の屋久島・宮崎・鞆の浦 瀬戸内チャータークルーズ（につぼん丸）

（乗船、撮影は令和6年5月19日[宮崎・細島]～20日[鞆の浦]～21日[神戸]間で行う）

※ただし、モデルの乗船は行わない（カメラマンのみ乗船し撮影）

[クルーズ②] 9月～12月に行われる神戸港発着クルーズにおいて、区間乗船のうち撮影を実施する。クルーズの詳細は船社と調整の上、決定する。

[クルーズ③] 瀬戸内クルーズを実施する飛鳥II（9月30日～10月1日、松山～神戸間）を瀬戸内の陸上から撮影する。撮影場所は協議の上決定する。

[市内観光地等 (例)]

東灘区	灘の酒蔵（菊正宗、酒心館等） 等
灘区	まやビューライン、掬星台、天上寺、水道筋商店街 等
中央区	三宮エリア、元町商店街、元町中華街 ウォーターフロントエリア、竹中大工道具館、生田神社、 神戸空港、神戸ビーフ、北野エリア、ハーブ園、 ヴィーナスブリッジ、相楽園、布引の滝 等
兵庫区	東山商店街、喜楽館、能福寺 等
長田区	そばめし、六間道商店街、丸五市場 等
須磨区	須磨ロープウェイ、カーレーター、須磨寺 等
垂水区	舞子プロムナード、塩屋漁港 等
北区	六甲山、有馬温泉エリア、農村歌舞伎 等
西区	太山寺 等

- ④上記クルーズ①、②、③にかかる船社及び本船と事前に行う取材交渉、撮影許可手続き等は神戸市が行う。乗船後に生じる本船との連絡・調整等は受託者が行う。
- ⑤受託者は、取材にかかる取材費、交通費、謝礼等を必要に応じて委託料の範囲で支払うこと。ただし、クルーズ①、②の乗船料に限り、神戸市が船社に直接支払うものとする。
- ⑥撮影した映像素材は、神戸市の客船誘致をはじめ広報媒体やプロモーション映像などで使用するアーカイブ映像であるため、ドローン撮影を織り交ぜながらさまざまなアングル、サイズで撮影し、船内の施設やイベント、通船による上陸、乗客の様子、瀬戸内海の美しい風景などを幅広く撮影すること。なお、客船の乗客の撮影にあたっては個人が特定される恐れのある乗客への撮影の許可をはじめとして、個人情報の取り扱いに十分留意する必要がある点を念頭において撮影すること。
- ⑦撮影に起因して本船や乗船客、周囲の自然環境等に生じた損傷、負傷、その他の悪影響等に対しては、受託者の責任で補償等を行うこと。
- ⑧撮影した映像にテロップや音楽を挿入するなど、見やすく工夫して編集し、全体で180秒程度の映像とすること。また、60秒、15秒の短縮版をあわせて作成すること。
- ⑨編集後の動画はMP4形式で記録し、神戸市が指定する場所に納品すること。
- ⑩外国人のキャストを起用すること。その際、映像の使用期限は無期限とするよう注意すること。また、キャストの人数や国籍、性別等についても提案すること。
- ⑪字幕は英語とし、ネイティブチェックを行うこと。
- ⑫映像の使用期限は、無期限とする
- ⑬提案書において製作スケジュールを提示すること

### 3. 著作権

撮影素材及び成果物の著作権は神戸市に帰属するものとする。

### 4. その他

上記 2 - (3) 業務内容に記載されていない事項については、必要に応じて委託者と協議のうえ決定するものとする。

### 5. 委託業務の作業場所

神戸市内、クルーズ客船「にっぽん丸」等の船上 及び受託者の事務所など

### 6. 成果物

MP4 を記録媒体あるいは電子データ(大容量ファイル転送サービス等)で納品すること。  
※成果物の制作状況や途中経過を随時本市に報告しつつ、必要に応じて(神戸市からの求めに応じて)適宜、制作の方向性について協議を行うこと。

### 7. 留意事項

#### (1)再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

#### (2)著作権の帰属

本事業において制作された本動画の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。但し、本動画において使用される音楽著作物に関する著作権及び著作隣接権その他本動画の著作権とは別途存する権利は含まない。)及び所有権は、本市に帰属するものとする。受託者が、本動画の利用を希望する場合には、本市の事前の承認を必要とするものとする。

#### (3)秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (4)第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

#### (5)その他

以下の事項を含む動画を制作することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの

- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ わいせつな内容を含むもの
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ その他社会通念に照らして市が不相当と認めるもの

## 9. 成果物の納品場所

神戸市港湾局振興課